

## 第一百九十四回 参議院地方・消費者問題に関する特別委員会会議録第十一号

平成二十八年五月二十日(金曜日)  
午前十時五十分開会

## 委員の異動

五月十八日 辞任

新妻 秀規君

補欠選任

河野 義博君

五月十九日 辞任

太田 房江君

山下 雄平君

藤末 健三君

高野光一郎君

舞立 昇治君

藤末 健三君

島田 三郎君

熊谷 大君

島田 三郎君

○委員長(熊谷大君) ただいまから地方・消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、新妻秀規君、林久美子君、島村大健三君、一之湯武史君、高野光一郎君、舞立昇治君及び山下雄平君が選任されました。

○委員長(熊谷大君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に理事会協議のとおり、消費者厅次長川口康裕君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(熊谷大君) 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三木亨君 わはようございます。

先日、モンゴルに行かせていただいたんでところ、ちょっと今朝おなかの具合が悪いので、お茶を買ってきて、そのお茶を昨日飲んだ

余り声に力が入らないので聞き苦しいところがあ

るかもしませんが、よく考へると一部の方々にお渡ししたので、飲むときは気を付けていただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案及び消費者契約法の一部を改正する法律案について、これが議題でございます。改正法に限らず、法というものは周知を図ることが非常に重要でございます。また、その方法は一応、官報によつてというのが一般的な手法でございます。ただ、政府としても、努力してこれを一般国民あるいは関係者の方々に知つていただくことが非常に重要なことです。そういうふたつの観点から、まず最初に、この改正案に係る周知方法についてお伺いしたいと思います。

今回、特定商取引法と消費者契約法という消費者保護には欠かせない重要な二つの法律が同時に改正されることとなります。特定商取引法改正案においては、悪質事業者への対応として、業務禁止命令制度の創設や、ウェブサイトのみの取引を止めるよう所在不明の怪しげな違反事業者に対する公示送達制度が設けられることとなります。また、消費者契約法改正案においても過量な内容の契約の取消しを新たに盛り込むなど、改正内容は多岐にわたっております。新たな制度の施行に当たっては、事業者あるいは消費生活相談の現場などに対して十分な周知、説明を行うこと、これが非常に大切なことだというふうに思っております。

制度の運用に当たっては、消費者の利益の保護は当然のことながら、事業者に対しても、不一致とならないようにきちんと業務実態に即した説明やガイドラインを作成するなど、健全な事業活動に対して過度な負担とならないよう、事業者に対するそういうふたつの配慮というのも必要だというふ

○本日の会議に付した案件

○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

うに思つております。

また、既存の制度についても、今回の改正を機に、消費者、事業者、消費生活相談員などに改めて周知徹底を行いまして両法律案を実効性あるものにしていただきたいというふうに思いますけれども、これについて政府の見解をお願いしたいと思ひます。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げま

す。

御指摘のように、改正法案が成立した場合にはその内容の周知を丁寧に行なうことが重要であると考えております。具体的の方策といいたしましては、改正法案の内容を分かりやすく紹介するパンフレット等を作成するとともに、説明会の開催等を通じまして、消費者や事業者などの方々に対し幅広く周知を行っていくこととしております。また、その際には、委員の御指摘も踏まえ、改正法案の内容のみならず、現行法の概要も含めまして制度の全体像が分かるような形で進めてまいりたいと考えております。

○三木亨君 ありがとうございます。

法文自体といふものはやつぱり一般の国民の方はなじまないんですけど、内容としては非常に生活に関わること、自分たちの生活、消費行動といふものがどうなるのか、その結果がどうなるのかということは非常に皆さん関心あると思います。そのうち、例えば朝の主婦の方がよく見られています。そのワイドショーとかそういうので特集をされるんじゃなかと思いますけれども、そういう機会もうまく利用しながら周知徹底を図つていただきたいというふうに考えております。

二つ目として、業務禁止命令制度の創設、これについてお伺いしたいと思います。

今回の改正で、従来の業務停止命令制度に加えまして新たに業務禁止命令制度が設けられることとなつております。これは、業務停止命令を受けた法人の取締役やこれと同等の支配力を有していると認められる者に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人をつくつて継続することを禁止する

ものでござります。

この停止の範囲内の業務について、一つ事例に即してお伺いしたいと思います。

例えば、同じ手口で異なる商品を取り扱った場合、つまり訪問販売などでよくあります浄水器を売つているような事業者が停止命令を受けた場合に、今度は訪問販売で布団を売ることまで禁止を

この法によってできるのかということ。あるいは、逆の、逆というか違うケースで考えますと、異なる手口で同じ商品を取り扱った場合、つまり、訪問販売で浄水器を売つていた事業者が停止

命令を受けた場合に、今度は訪問販売じゃなくて電話勧誘販売で浄水器を売ること、これを禁止で

きるのかどうかということ。

このようない禁止ができるとなりますと、悪い人は、悪い人というか悪徳業者といふものは非常に知恵が働きますので、あの手この手いろいろと手を考えまして、言わば規制の隙間というものを縫つて自分たちの利益を上げようというふうに狙つてくると思います。こういったことの防止といふことも非常に大切なことだと思いますけれども、政府としての見解をお願いいたします。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げま

す。

現在の特定商取引法の執行において、業務停止命令を受けた法人の役員等が業務停止命令後に別

の法人を立ち上げる等によつて業務停止命令を潜脱し、同種の業務を行う事例が問題となつております。そのため、今回の特定商取引法改正法案

における業務停止命令時におきまして、他の取引類型においても特定商取引法違反となる行為を行つてゐるのであれば、当該他の取引類型の業務についても停止を命ずることが可能でございまして、業務禁止命令を行うことも可能であるといふふうに考えております。

○三木亨君 ありがとうございます。

本当に、世の中にはこんなところで知恵を働かせるのかというような人がたくさんおりますし、そういった業者もたくさんおります。

今回の改正によって、ある程度、一定のそつと具体的にこの一年間という数字の根拠ですね、これをお伺いしたいと思います。

そしてまた、あわせて、期間を伸長することも大切ですけれども、先ほど事例として申し上げた、事業者の人がちょっと柄が悪くてこれ以上関わらなくないという消費者は、期間をたとえ六ヶ月延ばしたもので、相談に来ること 자체をちゅうちょさせてはいるんですから根本的な解決には至らないというふうに考えますけれども、その対策

処分庁が判断することになるものの、仮に訪問販売における業務停止命令におきまして、取り扱う商材を限定することなく訪問販売に関する業務の一

切の停止を命じた場合には、業務禁止命令を受けた役員等が異なる商材を用いて訪問販売を開始することも業務禁止命令に違反することになります。

そのため、御指摘の事案の中で申しますと、例えは浄水器の訪問販売を行つていた事業者の役員等に商材を限定せずに訪問販売に関する業務の一

切の停止を命じたような場合には、その者が布団の訪問販売を開始することは業務禁止命令違反になります。

他方、特定商取引法の業務停止命令は取引類型ごとに規定されているものでございまして、業務停止命令の効力も当該取引類型に関する業務に限定されております。同様に、業務禁止命令におきましても、異なる取引類型における業務を行なうことまで禁止されているものではございません。

御指摘の事例であれば、浄水器の訪問販売で業務禁止命令を受けた者が浄水器の電話勧誘販売を行なうことは業務禁止命令には違反にならないことになります。ただ、仮に、業務の停止を命ぜられる事業者が、業務停止命令時におきまして、他の取引類型においても特定商取引法違反となる行為を行つてゐるのであれば、当該他の取引類型の業務についても停止を命ずることが可能でございまして、業務禁止命令を行うことも可能であるといふふうに考えております。

○三木亨君 ありがとうございます。

本当に、世の中にはこんなところで知恵を働かせるのかといふふうな人がたくさんおりますし、そういった業者もたくさんおります。

今回の改正によって、ある程度、一定のそつと具体的にこの一年間という数字の根拠ですね、これをお伺いしたいと思います。

そしてまた、あわせて、期間を伸長することも大切ですけれども、先ほど事例として申し上げた、事業者の人がちょっと柄が悪くてこれ以上関わらなくないという消費者は、期間をたとえ六ヶ月延ばしたもので、相談に来ること 자체をちゅうちょさせてはいるんですから根本的な解決には至らないというふうに考えますけれども、その対策

業者のたちの悪いところというか、そういうところでございますので、この法律改正後も本当にしっかりと目を光らせて、同一性といふものをしっかりと見極めて繩を掛けるというか、法律の網を漏らさず掛けていくいただきたいなというふうに思います。

次に、取消し権の行使期間の伸長についてお伺いします。

取消し権の行使期間、今回の改正で、消費者契約法の規定による取消し権は、これまで追認することができるときから六ヶ月行わないときは時効に掛かつて消滅するというふうにされていましたけれども、その時効消滅までの期間が一年間に伸長することというふうになつております。

これは、不当な勧誘を受けて契約をしてしまつた消費者がどこに相談してよいのか分からないと手を考えまして、言わば規制の隙間といふものとまで禁止されているものではございません。

御指摘の事例であれば、浄水器の訪問販売で業務禁止命令を受けた者が浄水器の電話勧誘販売を行なうことは業務禁止命令には違反にならないことになります。ただ、仮に、業務の停止を命ぜられる事業者が、業務停止命令時におきまして、他の取引類型においても特定商取引法違反となる行為を行つてゐるのであれば、当該他の取引類型の業務についても停止を命ずることが可能でございまして、業務禁止命令を行うことも可能であるといふふうに考えております。

○三木亨君 ありがとうございます。

本当に、世の中にはこんなところで知恵を働かせるのかといふふうな人がたくさんおりますし、そういった業者もたくさんおります。

今回の改正によって、ある程度、一定のそつと具体的にこの一年間という数字の根拠ですね、これをお伺いしたいと思います。

そしてまた、あわせて、期間を伸長することも大切ですけれども、先ほど事例として申し上げた、事業者の人がちょっと柄が悪くてこれ以上関わらなくないという消費者は、期間をたとえ六ヶ月延ばしたもので、相談に来ること 자체をちゅうちょさせてはいるんですから根本的な解決には至らないというふうに考えますけれども、その対策

についてもやはりしっかりとしないかなければいけないと思いますが、こちらの方はどのように考えているか、併せてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。

消費者委員会の消費者契約法専門調査会におきまして、消費者契約法が民法の定める場合よりも取消しを広く認めるものであり、また、契約の一方の当事者である事業者の負担を考慮すれば早期に法律関係を確定させる要請もあることに鑑みて、取消し権の行使期間を伸長するとしても必要最低限度とすることが適当であるとしまして、取消し権の行使期間のうち、毎期の行使期間を一年間に伸長するということについてコンセンサスが得られ、消費者委員会の答申がなされたものでござります。

定量的には一部アンケートを実施しております、消費者庁が平成二十七年九月二十八日から十月十三日にかけて消費生活相談員に対するアンケート調査というのを行いました。それで、アンケートに回答した消費生活相談員の約三五%がまだされて契約していたことに気付いたときから六か月以上たつていた相談を、約一二%が不退去、監禁から解放されて六か月以上たつていた相談をそれぞれ受けた経験があると、こういう数字がございます。

また、定性的な考え方でございますが、取消し権の行使期間を一年間に伸長しておけば、例えば、実家を離れている家族など年に一回程度は帰省するということも考えられます。その際に、家族が消費者被害に気付いて消費生活センターなどに相談してくることにも可能になるということを考えております。

そこで、消費者契約法では取消し権の短期の行使期間に関して一年間に伸長するものとします

として、消費者契約法が民法の定める場合よりも取消しを広く認めるものであり、また、契約の一方の当事者である事業者の負担を考慮すれば早期に法律関係を確定させる要請もあることに鑑みて、取消し権の行使期間を伸長するとしても必要最低限度とすることが適当であるとしまして、取消し権の行使期間のうち、毎期の行使期間を一年間に伸長するということについてコンセンサスが得られ、消費者委員会の答申がなされたものでござります。

定量的には一部アンケートを実施しております、消費者の安全を考えるとともに、期間を考えるということは、取引の安全というものをしっかりとと考えていかないと、これは経済活動に支障を来しますし、民法では非常に大切な考え方でもござりますので、こういったことでバランスを取つてこの期間というものを考えていただきたいと思ひます。これからも推移をしっかりと見極めて、期間の変更があるような場合はそれも検討していかががかと思います。

行政の機能が劣つてしまつたとかいうことがあります。また、特定の利益の誘導の形でどこかにそういった省庁が移転されると、そういうものも望ましくない形であると思いまして、しっかりと検証を行わなければなりません。

しかも、机上の理論だけでなく実際にやつぱり行う、実際にそこでやってみたらどうなるのかということをやることが非常に大事だと思いまして、生の情報、つまり自分が行つてこうだつたんだなどというふうに感じる情報、そして肌感覚といつたもの、便利であるか不便であるかというのも、時間ではつきり出てくるものではありますけれども、感覚というものがござりますので、そういった実証実験というものは非常に私は重要なだと思います。

今回の消費者庁の移転に関して様々な実証実験を行つていただいているけれども、その意義について大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河野太郎君) 三月二十二日に決定されました政府関係機関移転基本方針では、徳島県提案の消費者庁につきましては、施策、事業の執行に関する業務について、現在進められているICTの活用等による試行などをを行い、移転に向けて八月末までに結論を得ることを目指すというふうに書かれております。

消費者庁では、三月に徳島県で試行を行いましたが、それを踏まえて、七月には第二弾として、もう少し規模の大きい長めの試行を実施する予定でございます。その期間、業務などについても詰めているところでございますが、今お話をありましたように、徳島県からのこの御提案、たゞ頭の中で考えて結論を出すだけではなく、実際に現地で業務を行つてみた上で、消費者庁に期待されている役割が果たせるかどうかといった観点から検討していくことが重要であると考えておりますので、しっかりとテストをしてまいりたいと思っております。

○三木亨君 ありがとうございます。しっかりと

した実験をしていただきて、適切な判断をしていただきたいと思います。

その際に、今日ちょっとお願いしたいことは、やはり実証実験するにしても予断のない、偏らない、フラットな立場で公平公正に行うこと、これは絶対に重要だと思います。河野大臣は常々、本気で移すつもりでやるんだという、これは意気込みというふうに感じた気持に入らないと思いますけれども、そういう気持ちは結構だとつくづくしても、移す移さないといふのは、私は結果はどうちらでも、どちらでもよいのか、それはあるべき方に行くと思いますのでそこは結構だとつくづくですが、とにかくしっかりとお願いです。

先日のこの委員会でも議論になりました、国民生活センターのセミナー、五月九日から十一日まで行われましたこの研修について、知事さんの方から各県にお知らせを送られたということで、これは参加人数の上乗せを図つてこれ実績にするんじやないかという議論がありました。

私は、これはちょっと自分の考えとしては違うと思います。知事さん自体任期長いので、もしかれ実績に載せようと思つたら、あんな公の文書じゃなくて、こちよこちよと各県の知り合いの知事さんなり、あるいは総務省で役人さんもされていましたので各地域にお知り合いいらっしゃいますから、そっちの方にこそっと電話を掛けてそつちから人數出してくれといふうに頼めばいいはずですかけれども、しっかりと文書にして外に残るように出したということは、そういうこそくなことは恐らく考えていないと思いますし、確かに大切なデータの一つではありますけれども、参加人數はそれほど、この移転をどうこうと左右するほどのまさに重要な根幹のデータとまではいかないんじゃないかといふうに思つています。

もう一点、しっかりとした実験をしていただきたいというのは、地域の人、特に田舎の人と、これは田舎なんかなう大したことないか、田舎うちの地方なんかは国相手してくれぬやといふうな考え方がござります。私、徳島の方に行くと、おっちゃんとたちが、消費者庁なんか絶対けえへんやろう、徳島なんかにと言つて

に来てもらつた感覚がどうなのか、数々のやはりいろんな評価をいただきました、良かつたといふ点もあれ、悪かつたといふ点も実際ございましてたけれども、まず来ないと分からぬ。来ていただくことによつて感じること、これを評価していきたいというのが我々の考え方だと思います。

確かに徳島は、特に東日本からしたら遠いであります。東日本の方は余り参加されなかつたです。東北地方から来ると、東京に来るよりも三、四時間、片道で余分に掛かる。こう私が言うと誰もやがて臨んでいたくにしても、移す移さないといふのは、私は結果はどうちらでも、どちらでもよいのか、それはあるべき方に行くと思いますのでそこは結構だとつくづくですが、とにかくしっかりとお願いです。

東京や羽田から今の国民生活センター、淵野辺行では一時間で、徳島空港から鳴門の、生活センターを移そうかなと言つている合同庁舎までは大体二十分ぐらいですので、トランジットの時間もありますけれども、それほど実は三、四時間も片道は掛からないんですね。こういうことも来ていただいたら分かることだと思います。

ただ、評価の中で、やっぱり田舎ですから交通の便は悪いと。鳴門の駅からバスが出ていないとか、あるいは近くに飲食店がないので昼飯が不便だとか、そういう話は出てきましたので、こういった点は実証実験の私は結果だと思います。

とにかく来ていただきてこそその実験だと思いますので、それは一時間かそこら変わつてしまますけれども、それほど実は三、四時間も片道は

いたら分かることだと思います。

ただ、評価の中で、やっぱり田舎ですから交通の便は悪いと。鳴門の駅からバスが出ていないとか、あるいは近くに飲食店がないので昼飯が不便だとか、そういう話は出てきましたので、こういった点は実証実験の私は結果だと思います。

とにかく来ていただきてこそその実験だと思いますので、それは一時間かそこら変わつてしまますけれども、それほど実は三、四時間も片道は

も結構いらっしゃいます。田舎の人といふのは自分の地域を結構卑下するところがございまして、最近の地方の創生教育によつて大分若い人々は改善されたところはありますけれども、根底にはやっぱりうちの地域なんかという自信を失いかけている部分があると思います。

今回の実証実験でしっかりとした実証実験をしていただいて、この部分は良かつたけれども、この部分が駄目だったから徳島にはやっぱり消費者庁は移転できないねといふ話であれば、ああそれは仕方がないなというふうに納得できるんですが、訳の分からぬうちにこれ実証実験終わつてしまつて、やっぱり徳島は駄目だねと言われるところは仕方がないなというふうに納得できるんであります。ですから、しっかりとしたフラットな立場で公正公平な実証実験を行つていただきたいと思います。

この点について大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(河野太郎君) 決してアリバイづくりのためにテストをやるつもりは全くございません。やっぱり駄目だったねんという結論ありきの試験にするつもりも全くございません。これは、しっかりとしたテストをやつて、ニュートラルな立場でそれを判断をして、やれるなら行くし、駄目ならどうするかを考えるし、それでも駄目ならまた別なことを考えなければいけぬということになるんだろうというふうに思います。

実験でござりますから、参加をしてもらわなければ実験にならないということで、私もいろんなところへ実験に参加をしてくださいというお願いをしましたし、知事もそうしたお願いをされたとまいりたいといふうに思つております。

ただ、知事さんの思いとしては、これは参加いただかなくては実験にならないので、実際に徳島の方に行くと、おっちゃんとたちが、消費者庁な

あるいは、商品テストということもスタートいた

しますし、消費者委員会はＩＣＴを使った会議の検証というのをやつておりますので、そうしたものの結果を出した上でしっかりと判断をしていくたいと思つております。

○委員長(熊谷大君) 三木君、時間が来ておりま

す。

○三木亨君 はい。

今言つたことでござりますので、前に森本筆頭の方から、徳島に一度消費者特に行きたいと言つていただいたときには本当にうれしかつたです。是非とも実現できるようお願いいたします。

今日はありがとございました。

の提案ですね、近畿経済産業局の機能強化という結論に向かっていますけれども、石破大臣、四月四日の決算委員会で、中小企業庁長官は国会答弁が多い、他省庁との連携もあるとして移転を断念した理由を説明していらっしゃいました。それを言つならば、全省庁に対する消費者行政の司令塔であり、事故があれば緊急に担当官庁や官邸と連携しなければ仕事ができない消費者庁は、それ以上に移転ができないという判断になぜならないのか不思議でなりません。もし、担当大臣の意欲や当該自治体の政治力によってこういうことが決まつていくのであれば、恣意的で大問題だだと思います。

消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの移転について、大臣は一貫してニュートラルな立場であると主張されていますが、一方で前のめりな発言が目立っています。

資料の裏で御覧ください。幾つかこれまでの答弁を引用させていただきましたけれども、この中でも特に私がびっくりしたのは、最後ですね、課題がきちんとクリアできるということを確認できれば移転してまいりたいと思っています、できると思っているからやるわけでございましてというふうにおっしゃっていますよね。それから、一番最初、さつきもちよとおっしゃいましたけれども、できるなら移転をする、問題があればその問題をどう解決していくかこれから考える。

つまり、前にしか向いていない。私は非常に、何というんでしようか、問題解決能力のある大臣だと思っておりますので、問題を見付けたら解決していくと、こう前にしか向いていらっしゃらないといふふうに印象を持っています。この発言を見ていると、どう見ても移転ありきにしか見えないのですが、現時点での移転に対する御見解をお聞かせください。

○国務大臣(河野太郎君) 何度も申し上げているように、いろいろなテストをやつておりますので、そのテストの結果を見てしつかり判断をしていきたいと思っております。

さつきの三木さんの御質問にもありましたように、アリバイづくりで、断るためにテストをやるわけではないことははつきりさせておきたく思います。それでは地方に對しても失礼だろうというふうに私は思っております。それなりの準備と意気込みで御提案をいただいたわけですから、それをきちんとした検証して、可能性があるならばそれを目指すところは、私は提案を受けた國として当然のことだと思いますし、私の担当といつてこの消費者庁が挙がつてまいりましたので、この消費者庁の御提案には真摯に向き合って、どういう課題があるのか、それを整理をし、その課題が解決できるものなのかどうなのかしっかりと見て、その上でいろいろ判断をしていきたいと思っております。

○安井美沙子君 頭の中だけで考えるのは良くない、実証実験をした方がいいというのは、必ずしもそうではないと思います。

私は、先ほども申しましたように、地方はそれがそのまま中央省庁の仕事の本質を必ずしも理解しているとは思えませんし、業務の詳細なものを理解しているとも思えません。それは能力がないからではなくて、役割分担が違うからです。そういうふうなものを本質的に知らない上での提案について、

当然中央の方で、国の方で、それはやっぱり明らかに違うとか、この機能はどうしても國に残さなければいけないということは自明の理も幾つかござります。全て検証すればいいというものはない。検証の仕方によつてはミスリーディングな結果が出てくることもあります。申し添えた

河野大臣は、いろいろ内閣府担当大臣として消費者行政、また働き方改革、行革、独法改革、また地方創生という命題も与えられているわけです。どちらも、消費者庁の移転判断における優先順位

というのはこれらの命題の中にあるとお考えですか。

○國務大臣(河野太郎君) 消費者庁を移転するかどうかというのは、消費者庁に期待されている役割を果たせるかどうかというのがこれは一番大事なことだと思いますし、仮に消費者庁が移ることによって地方創生が物すごく進むということがあつても、消費者庁が期待された役割を果たせなければ、それは残念ながら移転するというわけにはいかないんだろうと思ひますので、消費者庁がもし仮に移転することになれば、それに付隨していろんなメリットも出てくるかもしれません、

まず私として考えなければならないのは、この消費者庁に期待されている役割がきちんと果たせるかどうかということを確認した上で、ほかにメリットがあればそういうメリットもあるよなどということになるわけございます。

○安井美沙子君 今のお尋ねを聞いて安心いたしました。それがもちろん一番大事なはずです。消費者行政を減退させてはならないんです。

そこで、移転の可能性を検討する際に、中央に残さなければいけない機能は何だとお考えでしょうか。そして、その結果、現時点での御判断で結構ですけれども、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、それぞれの部署や職員の数はどのぐらいの割合が中央に残留することになるお考えでしょうか。

○國務大臣(河野太郎君) 余り、ここは持つていけないんだということを最初に私は考えたくはないのですが、国会関連の業務は、例えばここに大きな液晶パネルか何かを置かせていただいて、移転先からテレビ会議で答弁をしてもよろしいといふことを認めていただけるのであればまた違うのかもしれません、現状を考えると、例えば国会

関連の業務というのはなかなか難しいのではない

かと思つております。

それから、細かく見るといろんなものがあるの

かもしませんので、これは、この七月にどういふ業務を持っていくかという中で、これは大丈夫なのかどうかという判断をきちんとした上で、ちょっと難しいよねというのは七月のテストでは置いていこうというふうに思つてているところでございます。最初からこれはちょっと無理だなといふのはなるべく少なくして考へたいというふうに思つております。

○安井美沙子君 検証、実証テストの考え方として、私は正しいと思います。ただ、既にもう、何というんでしようか、消費者庁の性格からいつ地方に持つていけないものというのは明らかであります。石破大臣も四月四日の参議院決算委員会で、消費者庁について、危機管理の部門と

いうのはきちんと中央に残さねばならないのではなかということを言つておるところでございませんと、いうふうに答弁されています。こういった部分は、検証しなくてももう分かり切つたことだと思います。

それから、国セントの相談業務一つ取つても、相談の解決やあつせんの過程で事業者との交渉というふうが出てきます。対面交渉は最近でも年間二百回以上行われている。欠陥商品を前にして欠陥を否定する事業者というのは好意的でない場合が多いわけですから、対面交渉が必須になります。テレビでもめ事の交渉をするというのは非常に難しいし、かといって徳島に出てこいという催促をするのも大変難しいと思います。

他省庁との調整、連携にしても、見解が対立することは多いにあるわけですよね。商品を所管する経産省と消費者庁が交渉するときに対立をする、こういった対面交渉は年間三百回を超えるそうです。お試し移転で行った在京職員との打合せならテレビ会議はオーケーだと思います。しかし、対立事案というのはテレビ会議ではできません。こういったことも元々実証しなくても分かり切つてることですから、この辺は分かつて

だきたいと思います。

さて、その上で、七月の現地での検証を経て今年八月末までに移転するかどうかを決めるに

なつてゐるわけですけれども、この七月の検証の

ポイントですね、何を確認して最終判断するといふふうにお考えでしようか。

○國務大臣(河野太郎君) 今どういう業務を持つ

てゐるかというところを選んでいるところでござりますので、それぞれの業務を徳島で行うに当たつて、障害があるのかどうか、あるとすればど

んな障害で、それはどういうことでクリアできるのかとということを少し詰めていきたいと思つております。

○安井美沙子君 いろいろ消費者行政に関わつて

いる方々からの懸念の声が上がつています。この

前実証実験した研修にても、商品テストにして

も、移転によって支障が出る可能性は枚挙にいとまがない。もし実証実験をするならば、こうした

消費者行政のエッセンスとも言える部分は、私は

全部やつてみなきやいけないと思ひます。事故の

処理なんというのは実験はできません、実際に事故が起きていないので。例えば、そのときにちょうど事故が起つたら、そこでやつたらどうなるかといふのは恐ろしい実験ですけれども、そういつた本当の消費者行政の中核の部分を実験できない限りは、私は実証実験にはならないと思つています。

ですから、最初に申し上げたように、当たり前のこと

のことを当たり前に考えて、これまでの消費者行政を振り返つて、本当にこれが地方移転にふさわしいものなのかどうかをある程度は頭で考へてもらいたいと思うんです。

徳島は、私は、全く地方としてすばらしいところだと思つておりますし、徳島が悪いと言つてゐるわけではありませんが、消費者行政といふのは絶対に動かしてはいけない省庁だといふうに思つています。是非、消費者庁をつくったこれまでの経緯、そしてそこに込められた思い、ようやく蓄積しつつあるノウハウ、人材、これまでに制

定、改正した十本の法律等をよく振り返つていた

だきたいと思います。

今審議中の特商法や消費者契約法も、せつかく

成立しても、徳島に移転したら施行の場面で支障

が出てないのか、大変心配です。現地での中途半端な検証でミスリーディングな結果を生むようなも

のはむしろやめて、東京で消費者行政に深く関わつてきた方々の意見をよく聞いて、間違いのない判断をしていただきたいと心よりお願いをいたします。

そして、さつき三木委員のお話を聞いていて思いましたけれども、来てみなければ分からないと

いうふうに言つていただきましたので、是非この

委員会で、徳島の移転に関わる現地での視察を希望したいと思います。参議院選挙が終わつてから

でも結構です。どうぞ検討いただけますように、

いましたけれども、来てみなければ分からないと

いうふうに言つていただきましたので、是非この

委員長、お諮りをお願いいたします。

○委員長(熊谷大君) その件に関しましては、後

刻理事会で協議させていただきます。

○安井美沙子君 るる申し述べてまいりました

が、到底、消費者行政に関する移転による懸念と

いうのを全て表明することは時間の関係でできま

せん。しかし、このまま国会審議の機会を経ずに

八月になし崩し的にこれが決まつてしまふようなら

ことがあれば、私は非常に後悔することになる

と思って、今日は強く私の意見を述べさせていた

だきました。

何も私は、誰かに頼まれてやつてはいるとか、何

か自分に利害があるとか、そういうことは一切ございませんが、せつかくのこれまでの消費者行政、消費者庁の皆さんも、国民生活センターの皆さんも、消費者委員会の皆さんも、必死で司令塔としての機能を構築しつつある今、この今までの運用状況というのをまず消費者庁が確認をした上で、平成二十六年八月五日ですか、消費者委員会に諮詢をいたしました。消費者委員会では、消費者契約法専門調査会で合計二十四回の審議を行つていただきましたわざいります。

また、特商法につきましては、平成二十年改正の際に、施行後五年を経過した場合の検討を政府に求めるいわゆる見直し条項というのが設けられておりまして、今回の改正については、施行後五年経過した直後の平成二十七年一月に消費者委員会に対して同様に諮詢をしております。

その上で、今回、両方の改正案につきまして消

費者委員会から今年一月に答申をいただきました。

この法案の重要性に鑑みて、所要の検討をしつかり行つた上で適切な時期に国会に提出をさせていただいたものと思つておりますが、昨今のIT化なんというものを考慮すると、世の中のスピード

というのは以前に増して速くなつておりますので、今後はそうしたスピードに合わせてしつかり対応できるように考へてまいりたいというふうに思つております。

○森本真治君 丁寧な議論、消費者委員会の方でも結構です。どうぞ検討いただけますように、

五年後見直し規定で今回提案をされているといつても、これは平成二十年の改正が行われて、

既に十五年が経過している。特定商取引法についても、これは平成二十年の改正が行われて、

五年後見直し規定で今回提案をされているといふうに理解をしておりますけれども、大変長い間、時間が掛かつたなというふうに思つております。この間も非常に大きな社会問題となつてゐる

消費者被害に対して、消費者庁、大変のんびりして今回私は提案をされているなどというふうに思つております。

その辺り、なぜここまで時間が掛かつたのか、大臣、今回の提案までこれだけ時間が掛かつたことについて、どのように認識を持たれていますか。

○國務大臣(河野太郎君) 消費者契約法というの

は、あらゆる事業分野を対象とする包括的な民事ルールでございますから、見直しによる影響を含めて、やはり丁寧な検討を行う必要があるんだろ

うというふうに思つております。消費者契約法の運用状況というのをまず消費者庁が確認をした上で、平成二十六年八月五日ですか、消費者委員会に諮詢をいたしました。消費者委員会では、消費者契約法専門調査会で合計二十四回の審議を行つていただきましたわざいります。

また、特商法につきましては、平成二十年改正の際に、施行後五年を経過した場合の検討を政府に求めるいわゆる見直し条項というのが設けられておりまして、今回の改正については、施行後五年経過した直後の平成二十七年一月に消費者委員会に対して同様に諮詢をしております。

その上で、今回、両方の改正案につきまして消

ましては五年後の見直し条項というのがございま  
すが、これは五年たなきや見直しちゃ駄目よ  
というわけではなくて、必要なれば五年を待たず  
にしつかりやるというのが大事だと思っておりま  
す。

していただきたいと思ひますが、御答弁お願ひします。

○政府参考人(黒木理恵君) 消費者契約法に関しまして、消費者契約法専門調査会の報告書では、今後の検討課題として、勧誘の要件の在り方、あるいは困惑類型の追加、不当条項の類型の追加等々が指摘をされているところでござります。

これらの検討課題として引き続き検討を行うべきとされている論点につきましては、消費者委員会の本年一月の答申書において、更なる検討を加えた上でできる限り早く答申を行いうことでしているところでございます。

したがいまして、これらの課題に関する必要な調査分析を実施した上で、本国会における御審議も踏まえまして、なるべく速やかに専門調査会を委員御指摘のとおり再開をさせていただいて、いつ終わるというのには、委員の先生方にこれから再開して御議論をしていただくところでございますので、私の方から区切るということは控えさせていただきますがけれども、諮問が二十六年八月とい

うことでござりますので、それとの関係を考えます。でも、そんなに遠い先でということではなく、速やかに答申まで御議論いただけるものといつゝとで考えてございます。

○森本真治君 もちろん、答申はそれぞれの委員会の皆さんの議論を見守らなければいけません。再開するまでの環境づくり、準備をしっかりと行っていくというところですね、そこについては速やかに、これは消費者委員会の仕事ですから御答弁等ができると思いますので、約束してください、いつ。

○政府参考人(黒木理恵君) 再開に向けての準備で事務方でできることは既にもう始めておりますので、国会の御審議を踏まえて、なるべく早く専門調査会自身を立ち上げて再開をしていただきたいというふうに考えてございます。

○森本真治君 ちょっと専門調査会のことで少し気になることがあるので、これについての確認をさせていただきます。

一昨日、吉田委員も御指摘をされましたけれども、この専門調査会で、PIO-NETは立法の根拠たり得ない、信頼性に欠けるというような議論があつたということが吉田委員が指摘されました。

ちょっととその辺り、詳細、どのような指摘があつたのか、なぜこのPIO-NETは立法の根拠たり得ないというふうな主張をされているのか、消費者委員会の方、御説明いただきたいと思うんですが、今分かりますか。

○政府参考人(黒木理恵君) 済みません、ちょっと十分に整理し切れるか分かりませんけれども、PIO-NETの情報につきまして、信頼性、立法の根拠の有無などいうようなことについて、委員の先生方の中から様々な立場での、もう少し考える必要があるのでないかという御意見もありましたし、いや十分であるといふような御意見も双方ありましたし、審議の過程でいろいろな御意見と議論があつたということをごぞいます。客観性とか、あるいはPIO-NETの情報 자체の分析と

かをもう少し工夫していくべきではないかという  
ような御議論もございました。そのような様々な  
御意見があつたということであろうと思つております。

○森本真治君 大臣は吉田委員への御答弁で、こ  
のPIO-NETの情報に信頼性がないという議  
論にはならないだろうと思いますし、それは間  
違つた前提での議論であるというふうに思つてお  
りますという御答弁を一昨日していただきており  
ますね。

この調査会でこのような、議論の前提として、  
私は、大変大事なこのPIO-NETという、ま  
さにこれ、消費者行政をこれから進めていくため  
の一番根幹に関わる部分がちょっと否定をされて  
いるようなこの現状に対しても、大臣、再度お考え  
をお伺いします。

○国務大臣(河野太郎君) PIO-NETの情報  
は、相談者からの申出情報ではございますが、専  
門性を有する相談員が事実関係を聴取、チエック

さつきも丁寧にと言いましたけれども、議論されると言いましたけれども、議論が行われないということで延びてしまうということを大変心配をするわけですね。

私は、この調査会の仕組み、余り理解できていませんけれども、大臣、是非、今度再開をするときに、この辺りのところで議論が停滞してしまうことは大変私は危惧しますから、何らかの形でやつぱり意見を表明する、結論に対してということではなくその前段ですよ、意見を表明するような方法をちょっとと考えていただきたいと思うんですが、お考えをお伺いします。

○国務大臣（河野太郎君） このPIO-NETの信頼性につきまして、その前提条件が疑わしいといふことであるならば、これは私自身がそこへ出向いて、そんなことはないということをはつきり申し上げたい、それは政府の意見として申し上げたいと思います。

してシステムへ入力した後に、地方公共団体の職員が精査・決裁した上で登録をされているということを考えれば、相応の信頼性があるというふうに考えております。

また、同じような相談情報が多数登録された場合は真実性がより高いものと認められ、十分に信頼性を有すると判断されますし、この情報、PIO-NETの情報を基に政府、各省庁が立法を行つてきたところでございますので、この情報が信頼がないということはあり得ないわけでございまして、今後そのような前提で議論が行われたときには、政府として承服しかねるということをきちんと申し上げてまいりたいと思います。

○森本真治君 もちろん、これ、調査会の答申ということが、全て政府の方でそれに従つて法案の立法作業を行うというようなことでもないといふうにも思いますが、少なくともこの調査会での議論の中で、私は、ある程度、政府の立場、消費者庁の立場という中で、このPIO-NETの信頼性の部分、ここから議論が始まつていつたら、

ぱり調査会を仕切る側としても、ちょっとそこら辺の状況を把握しながら、消費者庁の方にもしっかり報告をして、しっかりと連携を取つていただきたいというふうに思います。

今回のこの特商法の調査会での答申をちょっと見させていただいたんですけれども、この前提として、近年事業者の手口の複雑化、巧妙化被害者の高齢化等により、特商法の行政処分による必要な違反認定を行うための証拠の確保が困難となつてきてているというようなことが指摘をされています。本法案では、この点についてはどのように対策を取られたのでしょうか。

○政府参考人（井内正敏君） お答え申し上げます。

近年、違反事業者の手口の複雑化、巧妙化により、行政処分に先立つ行政調査におきまして、従業員等からの供述聴取は必要不可欠なものとなつてきています。現行の特商法の執行におきまして、事業者の従業員等からの供述は任意の協力に

よつて得ておりますけれども、事業者から供述することの法的根拠を求められるなどの抵抗が行われ、スムーズな調査や執行に支障を来す事案が発生しております。

このため、本改正法におきましては、行政調査本の権限として質問に関する権限を追加しております。そして、質問に答えなかつた者や虚偽の回答をしてしまつた者は、罰則が科せられることになります。

更に高まるものと考へております。これらによつて十分な対応を行うことが可能になるといふふうに考えております。

規定期を強化するといふことは、それによつてある程度プレッシャーを与へようといふことだといふうに思いますね。

ただ、そもそも悪質事業者、悪質なことをするわけがござりますから、その人たちの道徳観とか、そういうところのこととも考えたときに、本当にこの罰則を強化するようなことがどこまで、決して無駄だというふうには言つていませんけれども、効果があるのか、それだけで十分なのかといふようなこともありますね。

いろんなこういう調査をしていく人材面、人昌確保であつたり専門性の向上などをこれを機に強化していくようなお考えはあるんでしょか。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、この法律を執行していくためには、国もそうでござりますし、都道府県においても権限を持っております。消費者庁といいましても、研修等を通してこれまで以上にしっかりと人材面等についても支援をするとともに、自らもしっかりと対応していくという決意でございます。

○森本真治君 その人材の強化というような観点で、ちょっとこの数字、事前にもらつていて、今お手元になかつたら後ろの方出していただきたいんですけども、消費者庁における特定商取引法の執行状況ですね、処分事業者に対する数字をいただいております。平成二十一年度から二十七年度の数字をいただきました。

のこののような対策、しっかりと対応できますか。  
徳島から出張に行って、東京に来れますか。  
○國務大臣(河野太郎君) 今御指摘いたしましたよ  
うなこともござりますので、どのようなことをテ  
ストをするかということを今慎重に検討してい  
るところです。

のように効果が上がっていくというふうにお考えの  
のか、お伺いします。

○政府参考人(井内正敏君) お答え申し上げま  
す。

御指摘のように、今回、特定商取引法改正法案  
では、所在不明の事業者への対策として公示送達  
を導入することになつております。これにより、

消費省庁での執行状況、合計の件数と関東甲信越での件数、さらにその関東甲信越の中で東京都の件数を教えていただけますか。

消費者庁が設置された平成二十一年九月から平成二十八年三月までの間、特定商取引法に基づき消費者庁が行政処分を行った事例から事業者の所長が不満である力を余さず十九件の他或るも

の内訳を見ますと、関東甲信越エリアが五十七件でございまして、この五十七件の内訳でございますが、東京都五十一件、千葉県、神奈川県が各

件、茨城県、埼玉県が各一件となつております。  
○森本真治君 しっかりとこの法律に基づいた対応ということ、これは自治体の方でも今後強化をしていただかなければなりませんけれども、消費

者庁の方も役割がどんどんとなくなつていくわけではなくて、今後も更にしっかりと強化をしてもらわなければなりませんね。

その中で、これまでも消費者局として取り組んできた圧倒的多くは、関東甲信越であつたり東京都ということになりますね。これは、実際に全体のパイというか、どこまであるかとかいうような

ことは、例えば調査に入った件数などは、「これはちょっとと公表していない」というふうに事前に伺っておりますけれども、恐らく、これは東京都だけではなくて、消費者局もつかりと、川崎競馬場

はり事業者の多いこの関東圏の対応を強化していく  
かなければならぬと、いふに思います。  
石破大臣に御見解をお伺いしますけれども、

(発言する者あり) 大変失礼いたしました、河野大臣にお伺いをしますけれども、徳島から関東へ

參議院

事例によるとは思いますが、三、四か月とかかることはあるということだと思いますが、これで、消費者庁として内部の手続を除けば二週間といふことで、その処分の効果が、公示すれば処分書が届いたということになりますので、その分、新たな行政処分への対応等というのには振り向けるからと考えております。

○森本真治君 分かりました。しっかりとこれで更に成果が上がっていくよう期待もさせていただきたいと思います。

ちょっと時間が迫ってきたので、幾つか各論的な話になりますけれども、確認をちょっとさせたいなどがありましたので、残りの時間でさせていただきたいと思います。

特定継続的役務というので、今回、美容医療契約への拡大ということが、これ専門調査会の方から答申がされているということだと思います。この美容医療契約のトラブルが多発しているということで提言をされているということだと思うんですけれども、ちょっとその辺りの、今後これをどうのような適用対象としていくかというところの御説明をいただけますでしょうか。

○政府参考人（井内正敏君） お答え申し上げます。

特定商取引法は、施行令で指定された長期継続的なサービスの提供を行う高額の取引を特定継続的役務提供として定めまして、不当な勧誘の禁止等の行為規制やクーリングオフ等の民事的な措置を規定しているものでございます。一定期間以上の期間にわたり継続的に提供される美容医療契約につきましては特定継続的役務と位置付けられるべきであるとの取りまとめが内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会で行われたものでござります。

PILOT-NETに登録されました契約解除や販売方法に関する美容医療契約の消費者相談で相談概要から契約期間が判明したものを作成しましたところ、一ヶ月を超える契約に関する相談が大半

でございました。これを受け、同専門調査会においても一ヶ月を超える契約を対象とするべきとの意見も複数出されていたというふうに承知してござります。このような議論を踏まえまして、消費者庁といたしましては、今後、対象となる契約の期間や具体的な施術の範囲等専商法施行令で定めるべき事項につきまして、関係する事業者等の意見を聞きつつ、更なる検討を行つてまいりたいと考えております。

また、一回限りの施術についても消費者トラブルが多数生じていることは承知しております。これにつきまして、特定商取引法の特定継続的債務として規律することは困難ではございますけれども、関係機関と今後の対応を協力してしっかりと図つてまいりたいと思つております。

○森本真治君 この美容医療契約のトラブルで、先ほど御答弁いただいたように、やはり一回の施術で終わるような契約の中でのトラブルというのも非常に多いという点で、いろいろと今後もそのについて、この特定継続的役務には該当しないけれども何らかのことを考えたいということをございますが、ちょっとその辺り、もう少し細かい、細かいというか、具体的にどのように対応を主張されるのか、消費者庁としていくようなことが考えられるのか、消費者庁として今現時点で思われているか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（井内正敏君） 現在、こちらの、先ほど申しました一回限りの提供であつて特定継続的役務として難しいという問題につきましては、既に厚労省の方でも検討を始められているということで、それについて消費者庁としてもしつかりと注視してまいりたいですし、一緒に協力してまいりたいというふうに考えております。

○森本真治君 きちんと会議録に残したいんで、今からちょっと読み上げる質問、まとめて御答弁いただきたいと思います。

消費者契約法の方です。消費者契約法の第十三条、「消費者の不作為をもつて当該消費者が新たな消費者契約の中込み又はその承諾の意思表示をいたしました。

したものとみなす条項」というのが今回新たに追加をされていることに関しても、この十条の改正で広く企業実務で利用されている定期購読定期購入、一定期間の無料体験など、消費者にとって有利便性の高いサービスに影響が出るのではないかと心配する声が上がっている。この改正は、従前の第十条に単に例示を追加したものであり、改正後は前に第十条に該当しなかった契約条項は改正後も第十三条には該当しないという理解でよいかどうか。  
さらに、二つ目。この「新たな消費者契約」いう文言になつてているところで、例えば、購読サービスを効率的に継続し、毎月雑誌をお届けしますというような契約をあらかじめ消費者の同意の下に交わしているような場合には、新たな消費者契約ではないので同例示には該当しないという理解でよいのか。  
もう一つ、済みません。この十条の例示で想定しているのは、消費者があらかじめ何ら認識していない不意打ち的な条項であり、広く企業実務で利用されているような契約条項を規制するものではないと考えるが、条文では必ずしもその点が明瞭ではなく、事業者にとっても消費者にとっても誤解がないよう丁寧な解説が必要であると思われるか。  
この二点、済みません、端的にお願ひします。  
○政府参考人(井内正敏君) まず、今回第十条に示したものは例示でござりますので、改正前にも十条に該当しなかつた契約条項、改正後も十条には該当しないでよいかということにつきましては、議員御指摘のように、例示を追加したものであり、規律の実質的な内容は改正の前後で変わらないといふように考えております。  
また、定期購読の件につきましては、委員御理解のように、例示には該当しないといふように考えております。  
○森本真治君 最後に、丁寧な解説。  
○政府参考人(井内正敏君) 承知いたしました。

第十条の改正内容に関するて丁寧に解説すべきだ  
という委員の御指摘でございますが、まさに消費者  
廳としましてもそう考えておりまして、改正内  
容について丁寧な解説が必要と考えております。  
逐条解説やパンフレット等につきましては、事業  
者や消費者などにとつても分かりやすく丁寧な解  
説になるよう工夫してまいりたいというふうに考  
えております。

○森本真治君 終わります。

○委員長(熊谷大君) 他に御発言もないようですが  
から、両案に対する質疑は終局したものと認めま  
す。これより両案について討論に入ります。——別  
に御意見もないようですから、これより直ちに採  
決に入ります。

まず、特定商取引に関する法律の一部を改正す  
る法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よつ  
て、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべ  
きものと決定いたしました。

この際、三木君から発言を認められております  
ので、これを許します。三木亨君。

○三木亨君 私は、ただいま可決されました特定  
商取引に関する法律の一部を改正する法律案に対  
し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日  
本共産党、日本のこころを大切にする党、社会民  
主党・護憲連合及び新党改革・無所属の会の各派  
共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

特定商取引に関する法律の一部を改正す  
る法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ  
いて適切な措置を講ずべきである。

一、「特定権利」制度の運用に当たっては、特定  
商取引に関する法律における役務の提供」と  
「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすぎ  
間が生じないよう措置すること。その後もな

お、規制のすき間が生ずる事態が認められた場合には、速やかに、「商品」、「役務」、「権利」という三分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検討すること。

二、悪質事業者に対する法執行の強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。

三、本法に基づき都道府県知事が行う業務禁止命令が、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案に適切に対応するものとなるよう、平成二十七年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえて、都道府県の行政処分の効力の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

四、高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進し、特に平成二十年改正で導入された再・勧誘の禁止を遵守させるとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発した場合には、諸外国の取組等も参考にしつつ、勧誘規制の強化についての検討を行うこと。

五、インターネット取引に係る消費者被害が大きく増加しているという消費者相談現場からの意見があることに鑑み、消費者被害の実態を調査した上で、通信販売における虚偽・誇大広告によって消費者が誤認して契約締結に至った場合の実効的な救済措置について検討を行うとともに、引き続き事業者に対して、特定商取引に関する法律を始め、不当景品類及び不当表示防止法などに基づき、表示義務の徹底や虚偽・誇大広告に対する厳格な執行を行ふことで消費者被害の未然防止を図ること。

六、特定商取引に係る消費者被害の未然防止及

び救済を効果的に推進するため、本法の施行状況及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな消費者被害の発生が認められるなど見直しの必要が生じた場合には、本法の施行後五年を待たず、適時適切に見直しを行うこと。

七、地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組の推進のためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と民間関係者との連携の強化が重要であることに鑑み、地方消費者行政の責任において措置すること。

八、特定商取引に係る消費者被害の調査・分析に当たっては、全国消費生活情報ネットワーク・システム(P-I-O-N-E-T)に蓄積された情報を今後の法改正に一層活用できるよう、関係機関に対し、登録情報の分析力の向上を促すこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(熊谷大君) 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(熊谷大君) ただいま三木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(河野太郎君) ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと思います。

○委員長(熊谷大君) 次に、消費者契約法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、森本君から発言を求められておりますので、これを許します。森本真治君。

○森本真治君 私は、ただいま可決されました消費者契約法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本共産党・日本のこころを大切にする党・社会民主党・護憲連合及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(熊谷大君) ただいま三木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、河野内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河野内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(河野太郎君) ただいま御決議いたしました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと思います。

○委員長(熊谷大君) 次に、消費者契約法の一部を改正する法律案について採決を行います。

い、国会における審議も踏まえて、本法成立後遅くとも三年以内に必要な措置を講ずること。

三、消費者契約法の定める民事ルールによる消費者被害の防止及び救済の実効性を確保するため、適格消費者団体による差止請求権の拡充及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の円滑な施行と実効的な運用に向けた施策を実施するとともに、これらの制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政面の支援及び全国消費生活情報ネットワーク・システム(P-I-O-N-E-T)の配備等による情報面の支援その他適切な支援を行うこと。

四、消費者被害の迅速かつ適切な解決を図る観点から、国民生活センター及び地方公共団体における消費生活相談・あっせん体制を充実・強化するため、消費者行政担当者及び消費者生活相談員に対する十分な研修体制の構築、消費生活相談員の待遇の改善等による人材の確保、その他必要な施策を実施すること。

○委員長(熊谷大君) ただいま森本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷大君) ただいま森本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(熊谷大君) ただいま御決議いたしました附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(熊谷大君) 全会一致と認めます。よつて、森本君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、河野内閣府特命担当大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。河野内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(河野太郎君) ただいま御決議いたしました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと思います。

○委員長(熊谷大君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷大君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会